



全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN



皆様からニュースのご提供を
心からお待ちしております

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目3番7号
アルテール池袋709号

全肢連公式ホームページでも全肢連情報をご覧になれます

<https://www.zenshiren.or.jp>

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

全肢連

検索



メール zenshiren@zenshiren.or.jp

令和6年度報酬改定に向け検討チームによるヒアリング開始

厚生労働省とこども家庭庁による令和6年度報酬改定に向けた、障害福祉サービス等報酬改定に係る関係団体ヒアリングが7月12日より開始され、全肢連からは清水会長が7月21日(金)参加する。報酬改定検討チームの会合が実状を踏まえた議論となるよう、令和4年度に実施した父母の会会員や自治体・事業所を対象に行ったアンケート結果も踏まえた意見を発表する予定だ。ヒアリングの概要については8月15日号で報告する。

▽ 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

障害福祉サービス等の体系 (介護給付・訓練等給付)		
訪問系	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ) 者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護 者 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
		同行援護 者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護 者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援 者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	介護給付	短期入所 (ショートステイ) 者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護 者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護 者 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	施設入所支援 者 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	
居住支援系	訓練等給付	新規 自立生活援助 者 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助 (グループホーム) 者 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練) 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練 (生活訓練) 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援 者 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援 (A型) 者 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援 (B型) 者 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		新規 就労定着支援 者 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

(注) 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のための基本指針の改正を告示

厚生労働省が社会保障審議会障害者部会で見直しを議論してきた、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画作成のための基本指針の改正はパブリックコメントを経て、5月19日に告示として公布された。また国は先日、改正後の基本指針全文を自治体に周知した。

基本指針は、障害者総合支援法（第87条第1項）と児童福祉法（第33条の19第1項）の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が作成。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、基本指針に即して市町村・都道府県が作成し、令和6年度から令和8年度までの3年間の障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制確保の目標や、必要量の見込み等を定める。3年一期を基本としつつ、都道府県・市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟に期間を設定することが可能。

<国が基本指針に掲げた主な目標>

事項	成果目標（基本）	達成時期
施設入所者の地域生活への移行	令和4年度末時点の施設入所者数の6%が地域生活へ移行	令和8年度末まで
施設入所者数の削減	令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減	令和8年度末まで
地域生活支援拠点等の整備	市町村に地域生活支援拠点等を整備、より効果的な支援体制を構築	令和8年度末までに
強度行動障害を有する者への支援充実	各市町村または圏域で支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める	令和8年度末までに
福祉施設から一般就労への移行	就労移行支援事業等の利用を経た一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍に	令和8年度中
・就労移行支援事業	・令和3年度実績の1.31倍以上	
・就労継続支援A型事業	・令和3年度実績の概ね1.29倍以上	
・就労継続支援B型事業	・令和3年度実績の概ね1.28倍以上	
一般就労移行者の割合	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を5割以上に	—
一般就労後の定着支援	就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上に	令和8年度末
・就労定着率	・令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の、一定期間の就労定着率が7割以上の事業所が2割5分以上	

障害児に対する 重層的な支援体制	児童発達支援センターを各市町村か各圏域に少なくとも1か所以上	令和8年度末までに
	全市町村で障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築	
難聴児支援の中核的 機能を有する体制構築	各都道府県は難聴時の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定	令和8年度末までに
	各都道府県が（必要に応じて政令市も）難聴児のための中核的機能を果たす体制を確保	
	新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制構築を推進	
重症心身障害児・ 医療的ケア児への支援	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を各市町村か圏域に少なくとも1か所以上	令和8年度末までに
	各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置	
相談支援体制の充実・強化 等	各市町村に総合的な相談支援や地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置	令和8年度末までに

こども家庭庁障害児部会が初会合、発達支援センターが論点

こども家庭庁は6月28日、こども家庭審議会障害児支援部会の初会合を開いた。未就学児が通う児童発達支援センターの機能を強化することが当面の課題で、2024年度の障害報酬改定がカギを握る。

同日会合は小倉将信・内閣府こども政策担当大臣も出席し、これまでの法改正、法制定の動きや厚生労働省が開いた障害児関連の検討会の議論を振り返り、委員がそれぞれ意見を述べた。

同部会の委員は20人。そのうち2名は障害報酬改定を議論する厚生労働省検討チームでアドバイザーを務める。児童発達支援センターについては、強度行動障害の予防の観点から、家庭支援にあたること、保育所などを後方支援することが課題となる。

障害児が通常の保育所や学校で障害のないこどもと一緒に学んだりする「インクルージョン」を目指す上でも、児童発達支援センターが重要な役割を担う。

障害福祉サービスの予算は過去11年で2.3倍に増加。障害児に限ると8.6倍で、サービスを利用する障害児は2022年11月時点で約48万人に上る。

こども家庭庁の2023年度予算4兆8,104億円のうち、障害児関連は4,483億円。政府が2024年度からのこども・子育て支援加速化プランで重視するのも児童発達支援センターの機能強化だ。

高齢者・障害者の住宅確保、国交・厚労・法務省が共催で検討会

一人暮らしの高齢者や障害者など住宅を借りるのが難しい人が増えることに対応するため、国土交通省・厚生労働省・法務省は7月3日、住居確保や入居後の生活支援の拡充を議論する検討会の初会合を開催。大家が安心して貸せる環境をつくることが最大の課題。カギを握るのは居住支援法人で、検討会は今秋にもまとめる中間報告に同法人の強化策を盛り込む。

検討会の名称は「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」。社会福祉制度を所管する厚生労働省、刑務所出所者の住居確保を含む再犯防止策をつかさどる法務省と合同で開催した。

政府の全世代型社会保障構築会議が2022年12月の報告書で「住まい政策を社会保障の重要な課題として位置付ける」としたのを踏まえ、テコ入れを図る。

国交省によると、住宅を貸したい人は多い半面、高齢者や障害者に貸すことには7割の大家が拒否感を持つという。近隣とのトラブルや家賃不払い、死亡後の対応などへの不安が主な理由だ。

要配慮者に新制度

そうした不安を解消するため、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、生活困窮者、子育て世帯、刑務所出所者など）への賃貸住宅の供給を促す「住宅セーフティネット法」が改正され、2017年10月に新制度が始まった。

新制度により、要配慮者を拒まない賃貸住宅の登録戸数は現在84万8,846戸。要配慮者に家賃債務保証の提供、住宅情報の提供・相談、入居後の見守りなどを行う居住支援法人（都道府県が指定）は668法人に上る。

しかし今後、一人暮らしの高齢者や障害者らが増えること、福祉施設の大幅な増設を望めないことを踏まえると、生活支援の付いた賃貸住宅やそれを整える仕組みはまだ不十分と政府はみている。

法人の半数は赤字

例えば、居住支援法人には最大1,000万円の補助金が出るが、全体の半数は赤字だ。支援内容のうち賃貸借契約時の保証人の引き受け、法人が借りて転貸するサブリース、入居者死亡後の葬儀・納骨は「未実施」とする法人が半数以上。

検討会委員の奥田知志・全国居住支援法人協議会共同代表副会長（NPO法人抱樸理事長）は同日、「従来は家族が担ってきた見守りなどの機能を果たすことが居住支援の一丁目一番地だ」とし、居住支援法人による支援モデルづくりを国が進めるよう求めた。

これに対し国交省は検討の方向性を4点掲げ、そのすべてに「居住支援法人」という文言を入れた。特に、同法人が要配慮者の入居後の生活支援を担えるよう後押しすることに意欲を示した。

▽ 検討会についての資料など詳細は ▽

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000047.html

差別解消し共生社会へ ～2023年版障害者白書を決定

政府は6月20日の閣議で2023年版障害者白書を決定した。

2024年4月1日施行の改正障害者差別解消法、2023年からの第5次障害者基本計画を解説し、両者を「障害の有無により隔てられることのない共生社会の実現に向けた取り組み」と位置付けた。

障害のある人が身近にいること(共生)を当たり前と感じる人の割合が9割超に達したとする「障害者に関する世論調査」(2022年11月実施)の結果も紹介した。差別解消法と共生社会が相互に関連することを印象付けた。

改正障害者差別解消法では、個別の場面に即して社会的障壁を取り除く「合理的配慮」の提供について、これまで「努力義務」だった民間業者も、行政同様に義務になる。

第5次障害者基本計画も基本理念に「共生社会の実現」を掲げ、医療、教育、雇用といった各施策分野に共通する横断的視点として「障害のある女性」「障害のある子ども」に配慮するよう求めた。

▽ 内閣府 障害者白書 ▽

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>

障害年金見直し開始

～厚生労働省

厚生労働省は6月26日、障害年金制度の見直しの議論を社会保障審議会年金部会(座長＝菊池馨実・早稲田大学)で開始した。精神障害者が増加し、障害年金の受給者に占める割合も増えたことに対応する。同部会が障害年金を議題とするのは2003年7月以来20年ぶり。同部会は2024年末に報告書をまとめる。

同日の部会では委員の百瀬優教授(流通経済大)が、障害年金をめぐる当面の課題と検討すべき論点を整理して説明したほか、福島豪教授(関西大)が、中長期的な視点で障害等級や給付水準を見直すよう提言した。

百瀬教授によると、発病した日と初診日(障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた時点)が一致しないケースが課題の一つだ。

現行制度は初診日を保険事故が発生した日と捉えるため、発病日が初診日より前だったとしても、初診日に加入していた保険制度(厚生年金、国民年金)が適用される。

そのため、会社勤めをしている時に発病して退職し、それまでの厚生年金から国民年金に移った後に初診日がある場合、受給額は相対的に少ない国民年金の額になる。

こうした例は症状が変動し、本人が発病に気付きにくい精神障害の場合に生じやすい。負担してきた厚生年金の保険料に見合わない受給額になり、不合理だとする指摘がかねてあがっていた。

菊池部会長は「障害年金について何らかの見直しが必要だ。今後、当事者の意見を聞く場を設ける必要もある」と述べた。

▽ 厚生労働省 社会保障審議会(年金部会) ▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126721.html

マイナ保険証、施設のマニュアル作成へ

マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」でオンライン資格確認ができず、患者が窓口で10割負担している問題を受け、厚生労働省は6月29日、今後の対応策を示した。合わせて高齢者施設や障害者施設などが、利用者のマイナ保険証の代理申請・受取や管理をする際のマニュアルを作成する方針も示した。

来秋に現行の健康保険証は廃止され、マイナ保険証に一本化される。要介護者などについてはケアマネジャーらがマイナ保険証を代理申請して、施設長がカードを管理することなどが検討されている。

しかし、介護現場からは意思確認できない利用者への対応やカードの暗証番号の管理などに対する不安の声が上がっている。

マニュアル作成は厚労省と総務省が協力して取り組む。カードを管理する際に留意すべきことは何か、どこまで対応する必要があるのか、などを含めて整理する。ほかに、現在も行われている市町村による施設や個人宅への出張申請の受け付けも推進する。

10割負担問題は、全国保険医団体連合会の調査で、少なくとも6月19日までに776件あったことが分かっている。

対応策では資格無効と表示されたり、機器不良などのトラブルがあったりしてオンライン資格確認ができない場合、現行の健康保険証やマイナポータルでの確認を認める。手元に健康保険証がない時は新たに「被保険者資格申立書」を提出すれば、窓口負担は本来の自己負担分で済むようにする。

同日開かれた「オンライン資格確認利用推進本部」（本部長＝加藤勝信・厚労大臣）で加藤大臣は「遅くとも8月から医療現場で徹底されるよう取り組んでいく」と述べた。

医療的ケアに対応した地域連携ハブ拠点「幹らんど」にカフェオープン ～和歌山

たんの吸引が必要だったり、人工呼吸器を用いたりする医療的ケア児。そのケア児らを支えつつ、地域住民も悩みを気軽に相談できる施設「幹（みぎ）らんど」が和歌山市冬野に今年5月開所した。7月3日にはカフェもオープン。さまざまな問題に直面した人が駆け込みやすい空間づくりを目指す代表理事の丸山さんは「ケア児や、悩み相談に訪れた人が一瞬でも笑顔になってほしい」と利用を呼びかけている。

「幹らんど」は訪問看護や難病児の預かりをしてきた一般社団法人幹が開いた。難病児の療育をするほか、入浴室や利用者から相談を受ける部屋を備え、希望によって子どもと家族が宿泊もできる。

2階建ての施設の1階には地域住民に開放された交流スペースがあり、約15席のカフェを併設。手作りのパンが食べられるとのこと。

丸山代表は、「難病や障害を持った子どもが一般の人と関われる施設はとても少ないです。子どもたちが『いらっしゃいませ』とお客さんを迎えられるような場所にしたい」と話した。

JR東・西、2024年からWEBでの乗車券販売スタート

2024年から、JR東日本とJR西日本でWEBでの障害者割引乗車券の販売サービスがよいよスタート。JR東日本の切符予約サイト「えきねっと」では2024年2月から、JR西日本の「e5489」では2024年春から始動となる。

ただし、マイナンバーカードを使って身体障害者手帳の情報などを取得するため、利用にはマイナポータルへの事前登録が必須だ。

えきねっとではこの他にも、

- 駅でのお受け取りが不要な新幹線eチケットへの障害者割引の適用
- 東北/秋田/山形/北海道/上越/北陸新幹線における「車いす対応座席」をえきねっとでお申込みいただけるサービスの開始
- 駅係員によるホームまでのご案内および列車の乗降のお手伝いが必要なお客さまに向けた乗降介助WEB予約サービスの開始

などの提供も検討中とのことで、詳細が決まり次第、随時発表される予定。

▽ JR東日本「えきねっと」について ▽

https://www.jreast.co.jp/press/2023/20230704_ho01.pdf

▽ JR西日本「e5489」について ▽

https://www.westjr.co.jp/press/article/items/2300704_00_press_discount.pdf

◆第28回NHKハート展 詩の募集

「第28回NHKハート展」は、これまでの障害のある人からの詩に加え、障害者とともに歩む家族や周囲の方々からの詩も募集中です。

- ① 募集内容：障害のある人や障害者とともに歩む人が書いた100字程度(短くても可)の詩。
- ② 応募締切：9月7日(木)
- ③ 決定通知：2023年12月主催者より通知
- ④ 応募方法：郵送による応募、インターネットによる応募

2023年6月19日(月)～7月23日(日)の期間、NHKプラスクロスSHIBUYAにて第27回NHKハート展 東京展が開催されています。

全国の障害のある人から寄せられた3,009編の詩から入選50編を展示する「第27回NHKハート展」。作詩者のみなさんの日常の何気ないひとコマや、普段は胸にしまっている思いを言葉にした個性あふれる50編。ぜひ、作詩者の“ハートにとびこんで”、詩に込められた思いを感じてみてください。

▽ NHK福祉ポータル ハートネット ▽

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/event/art/>

厚生労働省 人事 (敬称略)

7月4日付け人事が下記の通り公表された。

- ・社会援護局 局長 朝川 知昭
- ・社会援護局 障害保健福祉部 障害保健福祉課長 伊藤 洋平

JKA 補助事業 地域指導者育成セミナー2023 スタート

公益財団法人JKAより補助いただき、地域指導者育成セミナーがスタートしました。
今年度のテーマは「私たちが、生涯を通して信頼できる成年後見制度について」
講師に弁護士の松村尚美先生を招き、全国7ブロックで開催します。

- ◆北海道ブロックで、6月17日(土)～18日(日) 札幌市 かでる2.7にて開催
32名の方に参加いただきました。

お詫びと訂正

6月20日発行の「いずみ 159号」P22～23掲載の都道府県肢連の事務局名簿に一部誤りがありました。下記の通り訂正いたします。

誤：島根県松江市乃木福富町 735-107 ⇒ 正：島根県松江市玉湯町布志名 50-7

7・8月行事予定

7月21日(金) 厚労省 障害福祉サービス等報酬改定チーム ヒアリング オンライン
8月4日(金)～5日(土) 第56回全国大会 岡山大会 岡山市 ママカリフォーラム
8月11日(金)～16日(水) 全肢連事務局 夏季休暇